

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年10月18日(2018.10.18)

【公開番号】特開2017-74241(P2017-74241A)

【公開日】平成29年4月20日(2017.4.20)

【年通号数】公開・登録公報2017-016

【出願番号】特願2015-203717(P2015-203717)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 D

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月7日(2018.9.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技の進行を制御する主制御手段と、

演出手段による画像の表示を含む演出の実行を制御する第一副制御手段及び第二副制御手段と、を有する遊技機であって、

前記主制御手段は、制御コマンドを前記第一副制御手段に送信可能とし、

前記第一副制御手段は、コマンドを前記第二副制御手段に送信可能とし、

前記第二副制御手段は、

前記コマンドを判別して前記演出手段に表示する画像の決定を繰り返し実行可能とする解析処理と、前記解析処理による決定結果に基づいて前記演出手段に前記画像を出力する描画処理と、を所定の周期で実行可能とし、

前記解析処理は、判別したコマンドがリールの回転又は停止に関するコマンドであるときに、未判別のコマンドがあるか否かを確認することなく、当該解析処理を終了し、判別したコマンドがリールの回転又は停止に関するコマンドでないときに、未判別のコマンドがあるか否かを確認し、未判別のコマンドがあれば当該解析処理を継続し、未判別のコマンドがなければ当該解析処理を終了するように構成されていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

遊技の進行を制御する主制御手段と、

演出手段による画像の表示を含む演出の実行を制御する第一副制御手段及び第二副制御手段と、を有する遊技機であって、

前記主制御手段は、制御コマンドを前記第一副制御手段に送信可能とし、

前記第一副制御手段は、演出コマンドを前記第二副制御手段に送信可能とし、

前記第二副制御手段は、

演出コマンドを判別して前記演出手段に表示する画像の決定を繰り返し実行可能とする解析処理と、前記解析処理による決定結果に基づいて前記演出手段に前記画像を出力する描画処理と、を所定の周期で実行可能とし、

前記解析処理は、判別したコマンドが所定の演出コマンドであるときに、未判別のコマンドがあるか否かを確認することなく、当該解析処理を終了し、判別したコマンドが所定の演出コマンドでないときに、未判別のコマンドがあるか否かを確認し、未判別のコマンドがあれば当該解析処理を継続し、未判別のコマンドがなければ当該解析処理を終了する

ように構成されていることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

前記課題を解決するために、本発明に係る遊技機は、遊技の進行を制御する主制御手段と、演出手段による画像の表示を含む演出の実行を制御する第一副制御手段及び第二副制御手段と、を有する遊技機であって、前記主制御手段は、制御コマンドを前記第一副制御手段に送信可能とし、前記第一副制御手段は、コマンドを前記第二副制御手段に送信可能とし、前記第二副制御手段は、前記コマンドを判別して前記演出手段に表示する画像の決定を繰り返し実行可能とする解析処理と、前記解析処理による決定結果に基づいて前記演出手段に前記画像を出力する描画処理と、を所定の周期で実行可能とし、前記解析処理は、判別したコマンドがリールの回転又は停止に関するコマンドであるときに、未判別のコマンドがあるか否かを確認することなく、当該解析処理を終了し、判別したコマンドがリールの回転又は停止に関するコマンドでないときに、未判別のコマンドがあるか否かを確認し、未判別のコマンドがあれば当該解析処理を継続し、未判別のコマンドがなければ当該解析処理を終了するように構成されていることを特徴とする。

また、本発明に係る遊技機は、遊技の進行を制御する主制御手段と、演出手段による画像の表示を含む演出の実行を制御する第一副制御手段及び第二副制御手段と、を有する遊技機であって、前記主制御手段は、制御コマンドを前記第一副制御手段に送信可能とし、前記第一副制御手段は、演出コマンドを前記第二副制御手段に送信可能とし、前記第二副制御手段は、演出コマンドを判別して前記演出手段に表示する画像の決定を繰り返し実行可能とする解析処理と、前記解析処理による決定結果に基づいて前記演出手段に前記画像を出力する描画処理と、を所定の周期で実行可能とし、前記解析処理は、判別したコマンドが所定の演出コマンドであるときに、未判別のコマンドがあるか否かを確認することなく、当該解析処理を終了し、判別したコマンドが所定の演出コマンドでないときに、未判別のコマンドがあるか否かを確認し、未判別のコマンドがあれば当該解析処理を継続し、未判別のコマンドがなければ当該解析処理を終了するように構成されていることを特徴とする。

また、本発明に係る遊技機の変形例は、図柄が付された複数のリールと、前記複数のリールの各々に対応した複数のストップボタンと、遊技の進行を制御する主制御手段と、演出手段による画像の表示を含む演出の実行を制御する副制御手段と、を有する遊技機であって、前記主制御手段は、所定役を含む複数の役の中から役抽選により当選役を決定する当選役決定手段と、前記当選役が前記所定役であって、前記ストップボタンが所定の操作態様で操作されたときに、前記複数のリールに所定の図柄組合せを停止表示可能とするリール制御手段と、所定の条件を満たしたときに、操作態様を報知可能な所定の遊技状態に移行するか否かを決定する内部遊技状態制御手段と、前記所定の遊技状態にあるときに、前記所定役に当選したときは、前記所定の操作態様に関する情報を主表示器により報知する操作態様報知手段と、異常を検知する異常検知手段と、前記当選役に基づく情報、前記所定の遊技状態に関する情報、及び、当該主制御手段における異常の検知に関する情報を前記副制御手段に送信する制御コマンド送信手段と、を有し、前記副制御手段は、前記当選役に基づく情報、及び、前記所定の遊技状態に関する情報により、前記演出手段により前記所定の操作態様を報知する演出を実行するか否かを決定する演出制御手段と、複数種類の第1の画像、及び、複数種類の第2の画像を記憶する記憶手段と、前記所定の操作態様を報知する演出を実行すると決定したときは、前記第1の画像及び前記第2の画像を前記記憶手段から読み出し、前記第1の画像を前記第2の画像に優先して前記演出手段に表示する表示制御手段と、を有し、前記副制御手段の前記演出制御手段は、前記表示制御手段により前記第1の画像及び前記第2の画像を表示されているときに、前記異常が検知さ

れたと判断したときは、前記表示制御手段により、前記演出手段に、所定の情報を前記第1の情報よりも優先度を高くして表示させることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

また、本発明に係る遊技機の变形例において、前記第1の画像は、前記当選役に基づく情報により選択され、前記第2の画像は、前記演出の内容に基づいて選択されることが好ましい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また、本発明に係る遊技機の变形例において、前記表示制御手段は、前記演出手段に表示される画像を一時的に記憶する表示画像記憶手段と、前記表示画像記憶手段に記憶された画像を前記演出手段に表示させる表示手段と、を有し、前記第1の画像を前記第2の画像に優先して前記演出手段に表示させるときは、前記表示画像記憶手段に、前記第2の画像を書き込んだ後に、前記第1の画像を書き込むように構成されていることが好ましい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0314

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0314】

また、本実施形態に係る遊技機は、A T遊技の実行の決定や管理を主制御手段100側の内部遊技状態制御手段162で行っている。そして、押し順ベルや押し順リプレイに当選してその押し順を報知するときは、まず、主制御手段100により主表示器である獲得枚数表示器72に押し順を報知し、制御コマンドにより押し順を副制御手段200に通知し、この制御コマンドに基づいて、副制御基板300及び画像制御基板400で画像表示装置41に押し順を表示して報知するように構成されている。なお、主制御手段100から副制御手段200に送信される、押し順を報知する当選役に関する情報は、条件装置番号ではなく、この条件装置番号を、押し順を示す指示番号と、その種類を示す演出グループ番号にマスクして送信されるため、演出グループ番号からは当選役の種類（例えば、再遊技役 - Aなのか、入賞役 - A1～A6のいずれかなのか）は分かっても、その正解押し順を知ることはできない。以上のような構成とすることにより、主制御手段100から誤った指示番号が送信された場合や、副制御手段200が主制御手段100から受信した指示番号とは異なる指示番号に対応する指示を行った場合であっても、既に、獲得枚数表示器72による指示表示が行われているので、遊技者は、その指示表示が主制御手段100と副制御手段200で異なっていることに気が付くとともに、このような場合であっても、獲得枚数表示器72による指示表示に従っていれば、遊技者が不利益を被ることを防止することができる。なお、副制御手段200には、画像表示装置41による押し順の報知だけでなく、例えば、演出用ランプ42等を用いた報知手段（副表示器）を設けて押し順を報知するように構成してもよい。このように構成すると、画像表示装置41で押し順を報知することができないときも、副制御手段200側の副表示器で報知することができる。